

概要版

2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度）

琵琶湖森林づくり基本計画

第2期

中間改定



Mother Lake
Goals

変えよう、あなたと私から

2026年（令和8年）3月改定

滋賀県

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

滋賀の森林を健全な

琵琶湖森林づくり基本計画策定の趣旨



平成16年3月に制定された琵琶湖森林づくり条例に基づき、50年、100年先も展望しつつ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進」を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた取組を進めています。

今回、計画開始から5年を見直すこととされていることから、最近の社会経済情勢の変化に対応するとともに、公的管理を進める新たな枠組みの検討、人口減少社会を見据えたICT等の活用による効率化・省力化、若者・女性等も含めた新規就業者の確保等の、前回(令和5年11月)改定後に新たに生じた課題とその解決に向けた施策を実施するため、琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)を令和8年3月に改定しました。



琵琶湖森林づくり条例

2004年(平成16年)4月施行、2020年(令和2年)12月改正

すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、「琵琶湖森林づくり条例」を施行しました。

また、近年顕在化してきた、気象災害の頻発による風倒木等の被害の増加や森林づくりの基盤となる農山村の活性化、県産材利用の一層の促進などの課題に対応するため、令和2年12月に条例を改正し、県は必要な措置を講ずることとしています。

滋賀県県産材の利用の促進に関する条例

2023年(令和5年)3月施行

滋賀の森林は、琵琶湖の水源の涵養、地球温暖化の防止、その他の多面的機能を有しており、健全で緑豊かな森林を未来に引き継ぐことは現代に生きる我々の責務です。県産材の利用を促進することにより、私たちの暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」が施行されました。

目的

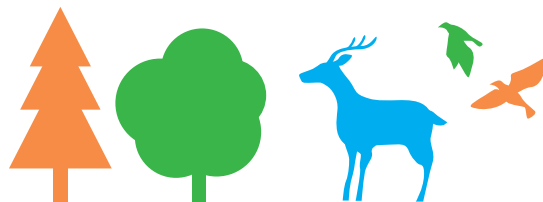
県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

林業および木材産業の持続的な発展および木材の利用に対する意識の高揚

目的

森林の多面的機能(水源涵養、県土の保全、木材等の供給、地球温暖化防止など森林の多様な働き)の持続的発揮

琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与



琵琶湖森林づくり基本計画

第1期 2005年度(平成17年度)~2020年度(令和2年度)
第2期 2021年度(令和3年度)~2030年度(令和12年度)

基本方向 琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

基本方針 琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくりやまの資源をフル活用した収益の最大化

基本施策

- ①多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり
- ②多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり
- ③森林資源の循環利用による林業の成長産業化
- ④豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

本県で展開する森林づくり

本県独自の施策

環境重視・県民協働の視点に立った施策
琵琶湖森林づくり県民税を充当

その他の林業施策

- ・林業振興対策
- ・森林組合振興対策
- ・木材産業強化対策 など

国全体の施策

森林経営管理法に基づく施策
森林環境譲与税を充当

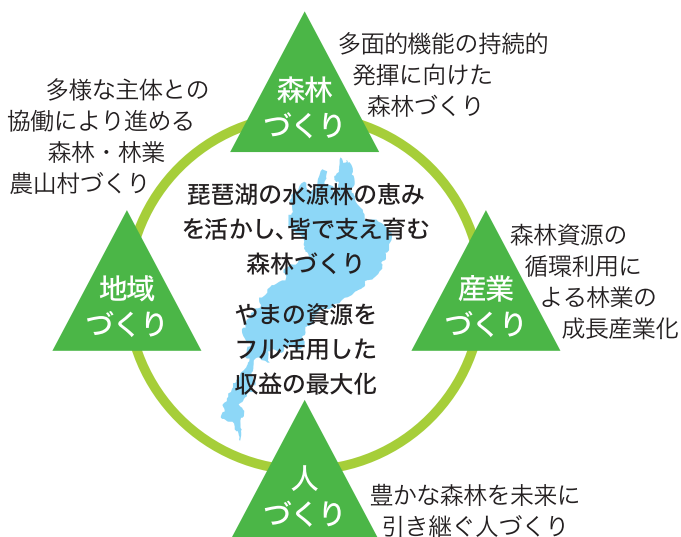
その他の法令に基づく施策

- ・治山事業
- ・林道事業
- ・造林事業 など

姿で未来へ繋ごう。



目指す森林づくり の方向



琵琶湖の水源地を育む4つの方針

1 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2 基本方針

琵琶湖の水源地の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり
やまの資源をフル活用した収益の最大化

3 基本方針に基づく施策の考え方

100年後の目指す姿を見据えた施策の考え方を規定

方針1 森林づくり

多面的機能の発揮のため「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを推進

方針2 地域づくり

県民の理解と参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進

方針3 産業づくり

川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を促進

方針4 人づくり

担い手の確保・育成および次代を担う子どもたちへの森林環境学習や「しが木育」を推進

多面的機能の持続的発揮に向けた 森林づくり

① 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進

森林情報の精緻化を進め、多面的機能を重視した森林づくりや主伐・再造林により花粉発生源対策にも貢献する持続可能な森林づくりを推進します。また、造林公社営林地を適切に整備する体制について検討を行います。さらに、計画的な除間伐等により地球温暖化防止に貢献する森林づくりを推進します。

② 災害に強い森林づくりの推進

航空レーザ解析結果やドローン等を有効に活用しながら、山地災害の復旧や着実な治山施設の整備により災害の未然防止に努めます。また、林野火災等の森林被害の

未然防止に努めます。さらに、流域の広域的な課題に対し、部局連携を図りつつ治山事業を始めとする土砂発生源対策の取組を推進します。

また、水源林の巡視や人工衛星等による土地利用の監視などにより、その適切な管理を推進します。

③ 生物多様性の保全

生物多様性が保全され、多様な動植物が生息・生育する環境に配慮した豊かな森林づくりを推進します。



	2019年度	2030年度
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	54%	90%
民有林の森林経営計画カバー率	9%	15%
合成公図作成面積	11,259ha	42,000ha
下層植生衰退度*3以上の森林の割合	19%	10%

※ 県で実施している下層植生衰退度調査において、「無被害」および「衰退度0」から「衰退度4」までの6段階に区分している被害程度のうち「衰退度3」は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約10%の森林で強度の土壌侵食が発生する衰退度。（この指標については、5年毎に調査を行います。）

重点1

花粉の少ない再造林促進プロジェクト



- ・生産適地の適切なゾーニング
- ・少花粉苗木や広葉樹の植栽
- ・コストを抑えた再造林技術の普及 等

	2024年度	2030年度
年間再造林面積（単年度）	31ha	100ha
スギ苗木生産に占める花粉の少ない苗木の生産割合	92%	95%

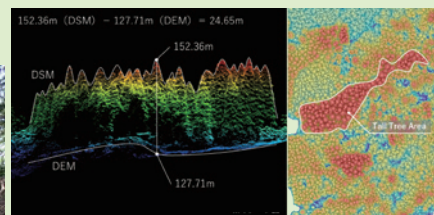
重点2

災害に強い森林づくりプロジェクト



- ・山地災害等のリスクの高い地域の整備の推進
- ・深刻な土砂災害が見られた森林の早期復旧 等

	2024年度	2030年度
土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区における治山対策実施率	77.3%	90%



多様な主体との協働により進める 森林・林業・農山村づくり

① 多様な主体による森林づくりの推進

森林組合や地域、NPO、企業など多様な主体の参画による森林づくりへの取組を支援します。また、森林の多様な価値を発信し、森林・林業の情報を積極的に提供することにより、森林づくりへの県民の理解を深め、主体的な参画を促進します。

また、企業からの支援等を契機として、森林公園の魅力を高め、より多くの県民に森林や木のぬくもりに触れていただけるようにします。

② 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

森林の整備や木材生産を推進するとともに、地域資源を活かした商品やサービスの提供、仕事おこしや都市部との交流などに取り組むことによって、定住を促進するなど、農山村の活性化を推進します。

また、林業遺産に認定された「木地師」などの森林文化や林業技術についての情報発信等を通じて、地域の活性化に努めます。



	2019年度	2030年度
森林づくりに関する講座等への参加者数※(累計)	66人	1,400人
「やまの健康」を具体化する企業等が関わる取組数(累計)	11企業等(2022年度)	30企業等

※ 森林づくりに関する講座等とは、森林や森林づくりに関心を持ち、積極的に関わる人材を養成するために、県や市町等が実施する講座や研修会等のこと。

重点3

「やまの健康」推進 プロジェクト

- ・森林資源や森林空間の活用、地域の魅力の発信
- ・企業ニーズと農山村の地域資源のマッチング等



	2024年度	2030年度
地域資源の活用など農山村の活性化に取り組む森林・農山村団体の数(累計)	30団体	40団体

重点プロジェクト

PROJECTS

計画期間の後半5か年に重点的に行う施策



森林資源の循環利用による 林業の成長産業化



① 活力ある林業生産の推進

林地の集約化を推進するとともに、林地条件に応じた路網整備や機械化等による素材生産の効率化を図り、林業生産活動を活性化することにより、森林所有者や林業従事者の所得向上に努めます。

② 県産材の加工・流通体制の整備

県産材の生産情報の管理等による安定供給体制の構築や、ニーズに対応した県産材製品の供給体制の整備を図るとともに、滋賀県の特性を踏まえた大型製材工場の設置に向けた検討を行います。

③ あらゆる用途への県産材の活用

公共施設、住宅や民間施設などへの県産材の利用拡大を推進するとともに、県が新たに整備・改修する施設はすべて木質化します。また、木材の利用の意義等について県民の理解を醸成する「しが木育」を推進するため整備した「しがモック」を活用し、更なる情報発信と普及啓発に努めます。

④ 人口減少社会を見据えたICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化

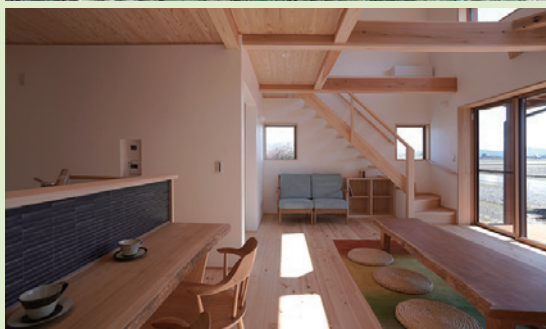
先進的な技術に基づく森林資源情報の把握や森林クラウドの活用、原木流通情報のICT化等によるスマート林業を推進します。

	2019年度	2030年度
県産材の素材生産量	100,800 m ³	165,000 m ³
林業就業者の平均給与	3,400千円(2021年度)	4,600千円 目標修正
びわ湖材製品出荷量(原木換算)	64,750 m ³	115,000 m ³
しが木育に親しむ人の数(累計)	2,226人(2021年度)	200,000人 目標修正
県の整備する公共施設のびわ湖材による内装等木質化率*	80%(2021年度)	100%
林業産出額	10.8億円	13.8億円

* 県が新たに建築もしくは改修する際に、内装および外装にびわ湖材を使用した公共建築物を対象とする。法令上、木材利用ができない建築物や小規模な改修は除く。

重点4 建築物木造化 プロジェクト

- ・ 公共施設発注部局との連携
- ・ 県産材供給体制の整備
- ・ 非住宅木造の建築に従事する設計士等との連携促進 等



2024年度 2030年度

県産材を活用する建築設計に関する
支援を行った建築物数(累計) : 27件 74件

豊かな森林を未来に引き継ぐ 人づくり

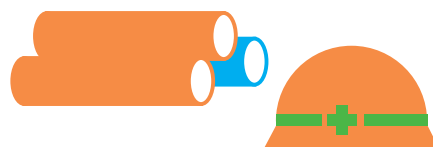
① 林業の担い手の確保・育成

新規就業の促進を図るとともに、「滋賀もりづくりアカデミー」において、安全かつ専門性の高い現場技術を有する人材の育成に取り組みます。また、多様な人材が働きやすい職場環境に向けて取組を進めるとともに、労働安全衛生等雇用環境の改善指導を通じて働き続けたいと思える職場づくりを支援します。

② 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

子どもをはじめ、あらゆる世代への森林環境学習や「しが木育」を推進することにより、森林づくりへの理解を促進するとともに、伊香高校「森の探究科」との連携や、出前授業などによる高校生への森林環境学習の実施を推進します。

また、森林整備の重要性などを普及啓発することにより、森林所有者への意欲の喚起に取り組みます。



	2019年度	2030年度
滋賀もりづくりアカデミーで技術習得に取り組んだ新規林業就業者数（累計）	—	66名
林業就業者数	243人（2021年度）	250人
森林経営プランナー数（累計）	1人（2022年度）	7人
自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体数（累計）	5団体	50団体

重点5 木育活動促進 プロジェクト

- ・市町や関係団体、企業等と連携・協力した木育の場の確保
- ・木育指導者の育成等



	2024年度	2030年度
市町等と連携した県内の木育関連イベントの開催回数（単年度）	8回	20回

※しがモックでは定例的にイベントを行うため、ここではカウントしない。

重点6 林業人材育成 プロジェクト

- ・安全に配慮した林業機械の操作技術の習得促進
- ・雇用環境の改善や労働安全衛生についての指導助言等



	2024年度	2030年度
滋賀もりづくりアカデミーにおける既就業者コースで技能向上に取り組む作業員数（延べ人数、単年度）	125人	150人
労働安全衛生に係る巡回指導数（単年度）	7事業場	16事業場





推進体制

琵琶湖森林づくり県民税や森林環境譲与税を活用し、市町や関係団体、県民等と連携を図り、着実に森林づくりを推進します。

1 財源の確保

2 進行管理と点検評価

- ・「計画 (PLAN) – 実施 (DO) – 評価 (CHECK) – 反映 (ACTION)」サイクルによる進行管理
- ・毎年度事業の実施状況を点検し、滋賀県森林審議会により評価

3 実施状況の公表

4 関係者との連携・協力

▼滋賀県ホームページ「琵琶湖森林づくり基本計画」▼



▼「やまの健康」推進プロジェクト公式アカウント▼



<お問い合わせ先>

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

電話 : 077-528-3914

FAX : 077-528-4886